

# とだ子育て応援特集



詳しくは『戸田市  
子育て応援 BOOK』  
をチェック！

育児はいつだって予想外のできごとの連続です。市では、誰もが安心して楽しく子育てができるよう、ママ・パパをサポートしています。困ったときは、地域の子育て支援事業をぜひ活用してください。

問い合わせ こども家庭支援室 (内線 462)



令和5年度  
児童福祉週間標語

小さなて みんなではぐくみ 育ててく

家事・  
育児を  
サポート

## 産前産後支援ヘルプサービス

妊娠期～出産後1年未満(生まれた子どもが1歳になる前日まで)の妊産婦の家事・育児の負担を軽減するため、ヘルパーが日常の家事・育児をお手伝いします！

ヘルパーはこんな方！

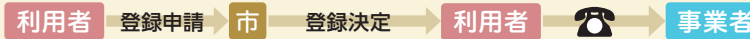
保育士・認定ベビーシッターなど(市が協定を結ぶ各事業者に所属する方)

サービス 内容	家事： 食事の支度、洗濯、居室の掃除など
	育児： 液体・粉ミルクの授乳、おむつ交換、乳児(就学前の上の兄弟含む)の世話など

### 利用方法

事前に市へ登録申請しておけば、使いたいときに電話で予約可能

#### ▼1回目



#### ▼2回目



利用者負担額	市民税課税世帯： 1,000円 / 1時間
	市民税非課税世帯： 550円 / 1時間
	生活保護世帯： 280円 / 1時間

戸田市 LINE 公式アカウントで利用登録ができます！

戸田市 LINE  
公式アカウントはこちら



登録手順は  
こちら



## とだファミリー・サポート・センター

生後6カ月～小学6年生までの育児の援助を行いたい人(協力会員)と受けたい人(依頼会員)が会員となって育児の援助活動を行います。会員になるためには、入会説明会の参加が必要です。日程は、p16をご覧ください。

入会説明会申込

入会説明会参加

講習会参加  
※協力会員・両方会員のみ

利用開始！

### 依頼会員が協力会員に支払う報酬

月～金曜日(午前7時～午後7時)	700円 / 1時間
上記以外の時間(午前6時～7時、午後7時～10時)および土・日曜日、祝日、年末年始	800円 / 1時間

## 一時預かり

子育て広場の隣に一時預かりを併設しています。  
※利用理由は問いません

対象：	市内在住の1歳～小学校就学前までの子ども
ところ：	戸田公園駅前行政センター3階
とき：	月～金曜日(祝日を除く) 午後1時～7時
料金：	500円 / 1時間 初回のみ来所して利用登録が必要
利用方法：	2回目以降は電話で予約 利用は1カ月に5日以内

問い合わせ：420-9748

困った  
ときに

## こども家庭相談センター

専門資格をもった「家庭児童相談員」が相談を受け付けます。窓口での相談のほか、電話や訪問相談も可能です。



とき： 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
相談時間： 午前9時～正午、午後1時～5時

問い合わせ：433-2222 (直通)



## 利用者支援事業

専門の職員が子育て支援に関する情報提供、サービスの利用の支援などを行っています。

ところ	相談時間	問い合わせ
戸田公園駅前 子育て広場	午前10時～正午、 午後1時～5時	420-9741
すこやか相談 (こども家庭支援室内)	午前9時～正午、 午後1時～4時	441-1800 (内線461)

ママ・パパ  
友づくりを  
サポート



戸田公園駅前  
子育て広場

「ウェルカムパパデイ」  
もやっています! (毎月  
第1・3日曜日)



子育てアドバイザーが常駐し、  
子育ての相談もできる親子のた  
めの遊び場です。授乳スペース  
やベビーベッド、赤ちゃん用体  
重計を完備しています。

対象： 0歳～おおむね3歳未満までの子どもとその  
保護者、妊娠中の方

ところ： 戸田公園駅前行政センター3階

とき： 午前10時～正午、午後1時～5時

問い合わせ：子育て広場 420-9741

親子ふれあい広場

絵本やおもちゃがある、親子  
で遊べる広場です。予約なし  
で自由に入ることができます。



対象： 0歳～おおむね3歳  
未満までの子どもと  
その保護者、妊娠中の方

ところ： 戸田第一小学校・戸田第二小学校・戸田東小  
学校・新曽小学校・新曽北小学校・美女木小  
学校の学童保育室、西部福祉センター2階

とき： 午前9時30分～正午

問い合わせ：こども家庭支援室 (内線 462)

★戸田公園駅前子育て広場と親子ふれあい広場では、定期的に保健師が訪問しており、子育ての悩みについて  
相談できます♪ 日程は、市ホームページをご覧ください。



子育ての  
費用を  
サポート

住所変更・戸籍届  
出の際には手続き  
を忘れずに!

手当の支給

●児童手当 (内線 647)

15歳以下 (15歳到達後の3月31日まで)  
の子どもを養育している保護者に手当を支給  
※所得制限あり

●児童扶養手当 (内線 274)

母子・父子家庭などの子ども (18歳の年度  
末まで、一定の障害のある子どもは20歳未  
満) を養育している方に手当を支給  
※所得制限、支給要件あり

●特別児童扶養手当 (内線 274)

心身に一定の障害のある20歳未満の子  
どもを養育している保護者に手当を支給  
※障害の程度や所得額による制限あり

●遺児手当 (内線 274)

生計を維持していた親を亡くした子ども (18  
歳の年度末まで) の保護者に手当を支給  
※所得制限、支給要件あり

医療費の助成

●こども医療費助成 (内線 234)

18歳以下 (通院は15歳以下 [15歳到達後の3月31日まで]) の  
子どもを対象に、健康保険診療扱いで受診した医療費の一部負担  
金を助成

●ひとり親家庭等医療費助成 (内線 274)

母子・父子家庭などの子ども (18歳の年度末まで、一定の障害のあ  
る子どもは20歳未満) および養育者が健康保険診療扱いで受診し  
た医療費の一部負担金を助成  
※児童扶養手当に準じた制限あり

養育費の保証促進補助金 (299-2816)

ひとり親家庭で要件を満たす方に対し、養育費保証  
契約を締結する際の保証料を補助 ※限度額あり

出産祝い子育て応援ギフト事業 (内線 462)

令和5年4月以降に子どもが生まれた世帯に子育てグッズを購入で  
きる「出産祝い子育て応援ギフト券」5,000円分を配付

詳しくは  
こちら



こども医療費の現状  
～サービスを続けるために～

医療機関にかかるときのポイント

1. 「はしご受診」 はやめましょう

複数の医療機関にかけると、子どもの心身に負担をかけたり、同じ注射や投薬で体に悪影響  
を及ぼす可能性があります。治療に不安があるときは、かかりつけ医に相談しましょう。

2. お薬手帳を活用しましょう

薬の重複や、飲み合わせによる副作用を防ぐため、お薬手帳を活用して処方されている薬を  
医師や薬剤師に伝えましょう。

3. ジェネリック (後発) 医薬品を活用しましょう

ジェネリック (後発) 医薬品は、厚生労働省によって先発医薬品と成分や効果が同等と認めら  
れた、より安価な医薬品です。医療機関や薬局で利用について相談してみてください。

4. 平日昼間の受診を心がけましょう

休日・夜間の受診は、緊急性の高い患者の受け入れや治療にも支障をきたす恐れがあります。  
平日の診療時間内の受診を心がけましょう。

5. 規則正しい生活で風邪予防や早めの治療を心がけましょう

うがい・手洗いや、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけましょう。日頃から健康管理に  
気を配ることが大切です。

市では、子育てにおける経済的負担の軽減と子どもの健康維持を目的として、18歳  
以下 (通院は15歳以下) の子どもを対象に、健康保険診療扱いで受診した医療費  
を助成しています。

この事業には毎年多額の費用が必要となるため、制度を維持していくためにも下記の  
「医療機関にかかるときのポイント」を参考に、適正な受診をお願いします。

急な病気で心配なときは、  
電話相談やウェブなどを  
利用してみましょう

●県小児救急電話相談

子どもの急病 (発熱、下痢、嘔吐など) 時  
の家庭での対処方法や受診の必要性につ  
いて、看護師が電話で相談に応じてくれます。

# 7119 048-824-4199

(ダイヤル回線、IP電話、PHS、  
都県境の地域でご利用の場合)

●こどもの救急

夜間や休日などの診療時間外に  
病院を受診するかどうか、判断  
の目安を提供しています。

※対象年齢：生後1カ月～6歳

